

【法令名】

○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

【掲載官報】	平成 24 年 2 月 29 日 特別号外第 6 号 3 ページ
【法令番号】	平成 24 年 2 月 29 日 法律第 2 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）〔平成 24 年 3 月 1 日〕から施行 * 1 国家公務員の給与の臨時特例に関する規定：平成 24 年 4 月 1 日から施行 * 2 第 7 条中防衛省職員給与法附則第 9 項の改正規定：平成 26 年 4 月 1 日から施行
【法令のあらまし】	<p>【人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定】（第 2 章関係）</p> <p>平成 23 年度人事院勧告に基づき、平成 23 年 4 月に遡って国家公務員の給与を平均 0.23% 引き下げる。</p> <p>1 一般職の職員の給与の改定</p> <p>（一）一般職の職員の給与に関する法律の一部改正（第 2 条関係）</p> <p>（1）医療職俸給表（一）を除く全ての俸給表について、若年層を除き、俸給月額を改定する。</p> <p>（2）非常勤職員の手当について、その限度額を月額 3 万 4,900 円に引き下げる。</p> <p>（二）一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年改正法）の一部改正（第 5 条関係）</p> <p>（1）平成 17 年改正法（平成 17 年法律第 113 号）附則第 11 条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を 0.49%（指定職俸給表の適用職員は 0.5%）引き下げる。</p> <p>（2）平成 17 年改正法附則第 11 条の規定による俸給の支給期間を平成 26 年 3 月 31 日までとする。（第 5 条関係）</p> <p>2 特別職の職員の給与の改定（第 6 条関係）</p> <p>一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額等について、改定を行う。</p> <p>3 防衛省の職員の給与の改定</p> <p>（一）一般職の職員の例に準じ、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を改定する。（第 7 条関係）</p>

(二) 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第122号）附則第15条の規定による俸給の支給期間を平成26年3月31日までとする。（第8条関係）

【国家公務員の給与の臨時特例】（第3章関係）

国の財政状況が厳しいことや東日本大震災の復興財源の確保のため、平成24年度から2年間を特例期間とし、国家公務員の給与を人事院勧告分を含めて平均7.8%引き下げる。

1 一般職の職員の給与に関する法律の特例（第9条関係）

(一) 俸給月額から、係員級職員については4.77%、係長及び課長補佐級職員については7.77%、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員については9.77%減額する。（第9条第1項関係）

(二) 非常勤職員の手当について、限度額を月額3万1,500円に引き下げるとともに、特別の事情がある場合は9万300円に引き下げる。（第9条第4項関係）

2 特別職の職員の給与に関する法律の特例（第17条関係）

俸給月額から、内閣総理大臣については30%、国务大臣級又は副大臣級の者については20%、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使等については10%、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）別表第3に掲げる五号俸以上の俸給月額を受け秘書官等については9.77%、一号俸から四号俸までの俸給月額を受け秘書官については7.77%減額する。（第17条第1項関係）

3 防衛省の職員の給与等に関する法律の特例（第19条関係）

(一) 防衛省の職員のうち事務官等（自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）について、月額俸給を一般職の職員に準じて減額する。（第19条第1項関係）

(二) 防衛省の職員のうち自衛隊教官俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける者について、俸給月額から、職務の級が一級である職員又は階級が二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下である自衛官については4.77%、職務の級が二級である職員又は階級が二等陸佐以下一等陸尉以上、二等海佐以下一等海尉以上又は二等空佐以下一等空尉以上である自衛官については7.77%、階級が一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上である自衛官については9.77%減額する。（第19条第2項関係）

WestlawJapan 法令あらまし

【改正される法令】

- ・ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）
- ・ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成 9 年法律第 65 号）
- ・ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
- ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号）
- ・ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）
- ・ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）
- ・ 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 122 号）